

第三者評価結果公表基準（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ワークショップ「いふ」

②評価調査者研修修了番号

SK2021279(06-032)

S2021108(06-112)

SK2021278(14-002)

③施設名等

名称：	愛隣園
施設長氏名：	迎田 浩二
定員：	42名
所在地(都道府県)：	熊本県
所在地(市町村以下)：	山鹿市津留1910番地1
T E L：	0968-43-2773
U R L：	aileans.com/foster-home
【施設の概要】	
開設年月日	1954/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 愛隣園
職員数 常勤職員：	42名
職員数 非常勤職員：	10名
有資格職員の名称（ア）	家庭支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	3名
有資格職員の名称（イ）	個別対応職員
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（ウ）	心理療法担当職員
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（エ）	里親支援専門相談員
上記有資格職員の人数：	2名
有資格職員の名称（オ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1名
有資格職員の名称（カ）	職業指導員
上記有資格職員の人数：	2名
施設設備の概要（ア）居室数：	児童居室42室（すべて個室）、職員居室20室
施設設備の概要（イ）設備等：	本体施設5ホーム（定員6名×5）、地域小規模児童養護施設（定員6名×2）、事務管理棟、調理棟、医務室、静養室、職業指導室、自立訓練室、自立訓練アパート2室
施設設備の概要（ウ）：	
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

1. 児童憲章・児童福祉法に基づき「己の如く汝の隣人を愛すべし」という創設からの理念に従い、豊かな社会人に育成すべく児童を導く。

2. 豊かな社会にあっても多様な価値観の中に真理を見出せる自立心が体得できるように、人間としての生きる基本的な自立心とその方法が理解できるための自立援助サービスを目指す。

⑤施設の特徴的な取組

農村地に位置し、施設定員42名という比較的中小位に属する環境にあります。70年の近隣地域との交わりの歴史の中に別途事業・愛隣農園事業との環境的連携を保ちつつ、また法人内他施設（老人ホーム、障害者支援施設）の利用者間あるいは職員間の安定した交流パートナー関係を維持しています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日） 2024/12/20

評価実施期間（イ）評価結果確定日 2025/3/25

前回の受審時期（評価結果確定年度） 令和3年度

⑦総評

◆ 特に評価の高い点

* 理念に沿った養育・支援の実施

施設長は、創立からの理念「汝の隣を愛すべし」について、「自分を大事にしよう、同じように隣の人も大切にしよう」と日頃から子どもたちにわかりやすい言葉で伝えている。また、職員には「お互いさまの精神でいきましょう」と声掛けし、職員間の信頼関係構築に取り組み、全職員で子どもたちを豊かな社会人に育成すべく養育・支援に取り組んでる。第三者評価のために実施した子どもアンケートには、92%の子どもが「愛隣園の大人の人たちから大切にされている」と回答している。理念が職員へ浸透し実践されていることを読み取ることができる。

* 子どもが相談や意見を述べやすい環境整備

職員は、子どもとのコミュニケーションを大切に、相談や意見を述べやすい雰囲気づくりを心がけ、いつでも話しやすい人に話していいことを伝えている。各ハウスに意見箱を設置し、出された意見は運営委員会で検討され、職員会議で説明後、「意見箱返し」で回答されている。また、「子どもアドボカシー」を導入し、子どもが意見を表明する機会を支援している。子どもアンケートの間「自分の気持ちや考えを聞いてもらえる大人の方が愛隣園にいますか」に、96%の子どもが「います」と回答しており、相談しやすい環境で職員との信頼関係が出来ていると思われる。

* 施設長のリーダーシップ

施設長は、常に子どもの安心・安全を念頭に、子どもに寄り添った支援の実践を指導している。施設長の思いや考えが、職員に浸透していることが、職員自己評価から読み取ることが出来た。また、有事の際の率先した行動や、相談しやすい雰囲気について、職員から厚い信頼が寄せられていることも自己評価から読み取ることが出来た。

* 支援の継続性とアフターケア

入所前から子どもの身長や靴のサイズ、好きな食べ物・色・キャラクター等の情報を得て、ぬいぐるみや絵本、在園児と職員の名前入りのメッセージカードを用意して温かく迎え入れる準備を行い、子どもが安心してハウスでの生活を始められるように配慮している。乳児院から入所となった子どもが小学生になって乳児院を訪問したり、乳児院職員との手紙のやり取りを支援したり、これまでに築いてきた人間関係等を可能な限り持続できるように配慮した支援を行っている。退所者のアフターケアは1年を目途にフォローし、状況は職員間で共有している。

* 美味しい食事を楽しむ支援

年に3回「調理の日」として子どもと職員がメニューを決め、定められた予算内で食材購入や調理をする機会がある。子どもたちには手巻き寿司、ハンバーグ、すき焼き等、食べたい物を調理して食べる楽しい経験となっている。誕生日は、メニューをリクエストすることが出来る。また、園内菜園で採れたサツマイモでお団子を作ったり、ソーメン流しや、バレンタインデークッキング教室等、楽しい企画もある。楽しみながら基本的な食習慣が習得できるように支援が行われている。

◆ 改善が求められる点

* 人事管理体制の充実

職員の採用や昇給等の人事基準は、就業規則と給与規程に明文化されている。人事評価は、管理職が行っているが、一定の基準に基づく評価の仕組みが不十分のように見られた。一定の人事基準に基づき、職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価する仕組みの構築が求められる。

* 規定やマニュアル等の整備

プライバシー保護マニュアルや、各養育・支援の場面において職員が共有すべき標準的実施方法の文書化、子どもの記録の保管・保存・廃棄等について記載した規定等は確認できなかった。運営上必要な規定やマニュアル等について現状を見直し整備することが必要と思われる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回も前回同様、大変細やかに施設の運営状況等を見ていただき、感謝いたしております。今後、評価をいただいた点は更に継続・充実しながら、マニュアル、人事評価基準等の明文化など、改善が求められた点は、真摯に受け止め、関係するすべての子どもと大人の処遇改善に努め、また、地域の子育て支援拠点施設としての役割を果たすべく、職員一丸となって、子ども達の最善の利益追求のために役立てていきたいと考えております。

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目） I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>【コメント】 基本方針として「児童憲章・児童福祉法に基づき、『己の如く汝の隣を愛すべし』という創立からの理念に従い、豊かな社会人となるよう育成すべく児童を導く。」と明文化している。 理念は広報誌「愛隣の風」やホームページ、パンフレット等に掲載したり、施設の掲示板や子どもの生活の場であるハウス等各所に掲示し、子どもや保護者、来訪者、職員等に施設の考え方を示している。 施設長は理念に示される「隣人愛」について「自分を大事にしよう、同じように隣の人も大切にしよう」と日頃から子どもや職員に伝え、理念の理解・浸透に努めている。 また、理念、指導方針は職員や実習生が使用する「業務の手引き」にも記載し、職員への周知を図っている。</p>		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>【コメント】 施設長は全国児童養護施設協議会の協議員や県の養護協議会の副会長を務めており、社会福祉事業全体の動向や事業を取り巻く環境を把握している。 また、山鹿市子ども子育て会議に委員として参加し、地域の福祉計画の策定内容や子どもの養育・支援のニーズや動向を把握・分析している。 財務面では、毎月の業務収入や人件費等を試算した「事業活動計算書」を作成し、法人の運営会議で報告している。</p>		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p>【コメント】 施設では施設の老朽化を経営課題として捉え、建て替えや移転等を視野に入れて検討しており、具体的な計画策定に向けて取り組んでいる。また、職員体制の強化を図るため、人材確保に向けてホームページでの募集や実習生への声かけなど取り組んでいる。</p>		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>【コメント】 施設の小規模・地域化事業計画として令和5年度から令和10年度までの中・長期計画が策定されている。 計画は分園型小規模グループケアの開設や各ハウスの定員6名の実現、山鹿市子育て事業への参加、浄化槽の整備、本体施設一部の改修が年度ごとに策定され、将来の施設の方向性について職員に周知している。 しかし、施設における組織体制や人材確保等を含めた具体的な計画と収支計画の文書化は見られなかった。施設の将来像を踏まえた中・長期計画の策定と収支計画の策定が望まれる。</p>		

②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>【コメント】 理念に沿った運営の基本方針に基づき、単年度の事業計画が策定されている。 計画は「利用者サービス」「職員関連」「生活環境、施設整備関連」から構成され、管理部門で策定されている。 また、事務関連等各部署による事業計画も策定され、年間行事計画も作成されている。 しかし、単年度事業計画に示されている支援目標は数値目標や具体的な成果等の設定が十分ではないように見られた。今後は、具体的な中・長期計画を策定し、単年度計画に反映させることが期待される。</p>		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>【コメント】 管理部門で策定した単年度事業計画は理事会に諮り、承認を得て職員会議で職員に周知している。 また、「事務関連」「自立支援関連」「食生活部関連」から構成される各部事業計画が策定されている。 各部事業計画は職員の所属する部署や委員会によって前年度の評価・反省を踏まえて策定され、年度始めの職員会議で周知が図られている。 今後は、管理部門で策定された事業計画書を職員に説明し、職員への理解・浸透を図る取組が望まれる。事業計画は何をどこまで達成するか等具体的な成果等を設定することも必要と思われる。</p>		
②	7 事業計画は子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>【コメント】 子どもには学校や施設の行事内容を各ハウスの職員が伝えている。分園型小規模グループケア施設への移行や遊び場等園庭の整備など、子どもの生活に影響や変化が生じる場合は、事前に説明している。子どもたちは被措置による入所のため、保護者への事業計画の周知は行っていないが、説明を求められた際は説明することとしている。 行事計画に加え、子どもの生活等に関する内容について、分かりやすく説明した資料を用意するなど、工夫して周知することが期待される。</p>		

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>【コメント】 養育・支援の質の向上に向けて、定期的開催されるハウス会議で協議・検討し、子どもへの対応に反映させている。クリスマス会などの行事の実施後は職員会議の場で反省会を行い、次回の改善に繋げている。 毎年、評価基準に基づき全職員による自己評価を行い、結果は集計・分析されている。また、全国児童養護施設協議会作成の「人権擁護のためのチェックリスト」を用いて自己チェックを行い、自らの養育・支援を振り返る機会としている。 今後は、自己評価を集計・分析した結果等について、職員と情報共有し、PDCAサイクルに基づく取組が組織的に行われることを期待したい。</p>		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>【コメント】 定期的に第三者評価受審や自己評価を実施し、養育・支援の質の向上に努めている。 しかし、明らかになった課題について改善策を実施する仕組みが十分とは見られなかった。 今後は、課題を文書化し、職員間で共有して改善に向けて取り組んでいくことが望まれる。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設長は常に子どもの安心・安全を念頭に子どもに寄り添ったケアを実践するよう職員を指導している。施設長の思いや考えが職員に浸透していることが職員の自己評価等から確認できた。</p> <p>また、施設長の有事の際の率先した行動や、相談しやすい雰囲気等について、職員の自己評価に多く記載されており、厚い信頼が寄せられていることを読み取ることが出来る。</p> <p>施設長の職務内容は管理規程、職務分担表に明文化され、職員会議の場で表明し、周知が図られている。広報誌等にも養育・支援の方針や考え方を掲載している。</p>		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設長は国や県の児童養護施設協議会や県の養護協議会等の施設長会議や研修会に積極的に参加し、法令や制度改正等の内容を把握して自ら法令遵守するとともに、職員にも法令遵守の必要性を朝礼や職員会議等の場で周知・指導している。また、年度始めの職員会議で業務の手引きに記載された「児童憲章」の読み合わせを行い、子どもの人権尊重等について理解を深めるよう取り組んでいる。</p> <p>施設では「お互いに暴言、暴力大丈夫ですか、一人で抱えずすぐ相談」と記した「虐待防止心得」を毎朝礼で唱和し、虐待防止への意識付けを行っている。虐待や不正等に関する報道に接した場合は、職員に周知し、虐待防止や法令遵守等について指導している。</p>		
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設長は毎朝の引継ぎ時に子どもの様子や状態を確認し、関係職員に対して状況に応じた助言・指導を行っている。毎月ハウスごとに開催するケース会議に自ら参加し、必要に応じてアドバイスを行うなど、養育・支援の質の向上に積極的に取り組んでいる。</p> <p>また、行動や様子が気になる子どもには気さくに声をかけ、子どもに寄り添いながら支援している。</p> <p>養育・支援の質の向上には職員の資質向上が必要として外部研修への参加を勧めている。</p>		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>【コメント】</p> <p>経営状況について、毎月の業務収入や人件費等の支出状況を分析し、法人の運営会議で報告している。</p> <p>業務の実効性を高める取組として「生活」「研修」「アルバム」「IT」等、9つの委員会を設けており、各委員会は定期的に開催し、活動記録も残されている。</p> <p>また、業務の効率化に資するため、職員会議やケース記録等の記録内容はパソコン内で管理し、職員はいつでも情報を共有できる体制が構築されている。</p> <p>人員配置については、基準を満たしているが、ハウスでは支援体制の充実を求める声も見られ、再度、検討することが望まれる。</p>		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>必要な人材の確保に向け、ホームページでの募集、職員による人材紹介、実習生へのアプローチ等採用活動を常時行い、大学や社会福祉協議会が主催する就職説明にも参加している。</p> <p>来年度6名の採用を内定しており、一定の成果が出ている。</p> <p>しかし、退職予定者もあり、必要な人材の確保は容易ではないように思われた。</p> <p>また、施設の小規模化、地域分散化に伴い、必要とされる専門性の高い職員育成の更なる取組も必要と思われる。</p> <p>今後は、必要な福祉人材の確保・定着等に関する計画を策定し、取り組むことを期待したい。</p>		

②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>【コメント】 職員の採用や昇給、昇格等の人事基準は、就業規則と給与規程に明文化されている。 人事評価に関しては管理職が実施している。 今後は、理念や基本方針に沿って「期待する職員像」を明確に示し、人事評価を総合的に実施する人事管理の整備が望まれる。 また、人事基準の職員への周知も期待したい。</p>		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>【コメント】 休暇や勤務時間、配置等の勤務形態は各ハウスの自主的な運用に任せられており、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場づくりが行われている。 年次有休休暇の取得状況や時間外労働等に関するデータ等の就業状況は定期的に把握され、有給休暇の取得も積極的勧められている。 希望する休暇や時間単位の休暇が取りやすい働きやすい職場との声も多く聞かれ、働きやすい職場づくりに取り組んでいることが伺われた。 一方、職種によっては勤務の負担感を訴える意見も自己評価に見られる。不公平感の軽減に向けた更なる取組も期待したい。</p>		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>【コメント】 職員育成に向け、新任研修や中堅研修等の外部研修に職員を積極的に参加させ、知識の習得やスキルの向上に努めている。 また、職員の職務や経験年数等に応じて施設長、事務長、統括主任による個別面談等を通して育成に向けて取り組んでいる。 しかし、具体的な目標設定による育成の取組には至っていないように見られた。今後は職員一人ひとりの目標を設定して育成する目標管理制度の導入等、検討が望まれる。</p>		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>【コメント】 事業計画に「研修関連」として「各会、分野毎の研修会への積極参加及び自施設開催」を掲げ、研修委員会が中心となって年間の研修計画を策定し、研修を実施している。 園内研修は研修内容に関するアンケートを行い、次年度の計画に反映させている。 また、職員の知識の取得やスキルの向上に資するため、外部研修計画を策定し、計画に沿って全国児童養護施設協議会や県養護協議会が開催する研修へ職員を参加させている。 施設が目指す養育・支援を実施するため、教育・研修に関する基本的考え方を明確にして計画を策定し、計画に沿って研修を実施することが期待される。</p>		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
<p>【コメント】 定期的に園内研修会を実施するとともに、職務の経験年数や知識・スキルの習熟度、担当業務を考慮して外部研修への参加を勧め、育成に取り組んでいる。 また、専門的な資格取得や資質向上に繋がる外部研修への参加を積極的に勧め、受講を希望する職員には参加費用の補助や、勤務面での調整などを行い、希望に添うよう支援している。 職員個々の研修履歴や資格取得状況を把握し、一人ひとりの研修機会の確保に努めている。</p>		

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p>【コメント】</p> <p>福祉サービスに関する専門職の研修・育成に関し、実習生受入れ委員会を設け、委員長、委員を決めて積極的に取り組んでいる。</p> <p>実習生受入れマニュアルを整備し、マニュアルに沿って熊本学園大学や尚綱大学短期大学部、大原学園等多くの養成校から実習生を受入れている。</p> <p>また、マニュアルは必要に応じて改訂している。</p> <p>実習生にはオリエンテーションを行い、実習目的の確認や、守秘義務等を説明し、誓約書の提出を求めている。</p> <p>実習に際しては、学校側と連携して実習プログラムを用意し、効果的な研修・育成に繋がる取組が行われている。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>ホームページを活用して施設の概要や沿革、子どもの暮らし、季節行事、サービス内容等を紹介し、第三者評価受審結果や自己評価の結果等が公開されている。</p> <p>また、決算等財務諸表は法人のホームページで公開されており、経営・運営の透明性の確保に努めている。</p> <p>広報誌「愛隣の風」を定期的に発行し、基本理念を説明したり、施設長の思いや考え、子どもたちの暮らしぶりなどを紹介している。</p> <p>ホームページには広報誌やパンフレットを記載し、施設の活動内容等の情報を発信している。</p> <p>今後は、事業計画、苦情等の内容に基づく改善・対応の状況等についても公表することが期待される。</p>		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>法人の経理規程等に経理、取引に関するルール、権限と責任の範囲が定められている。毎年、法人代表による内部監査が行われ、法人の監事による監査も行われている。</p> <p>会計事務処理に関しては複数の職員によるチェックが行われ、会計事務の適正化に努めている。</p> <p>経営・運営の公正かつ透明性の確保に向け、外部の専門家の活用について検討されることも期待したい。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設長は、施設の運営上、地域との関わりは最重要と認識している。施設概要に「今後は地域の子育て支援施設として、地域に貢献する施設運営を目指していく方針です。」と記載している。事業計画にも明示すると更によいと思われる。</p> <p>施設の子どもが地域の子どもの中の多くの割合を占めており、山鹿灯籠祭り・津留井出祭り等の地域の祭りや、校区民体育祭・岩野川を守る会のイベント等に積極的に参加したり、法人のふれあい祭りや歓送迎会等には地域の方の参加を得て交流が図られている。また、地域の一員として、職員が消防団に参加したり、草刈りや清掃等の区役にも参加するなど、子どもと地域との交流を広げるための取組が積極的に行われている。</p>		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>【コメント】</p> <p>ボランティアの受入れ担当を配置し、ホームページでもボランティア募集を呼びかけるなど、積極的に受け入れを行う方針である。「ボランティア受け入れ規程」を整備し、受け入れの手順や守秘義務等の留意事項、ボランティア希望者への事前のオリエンテーション等について記載している。現在、ピアノ・学習のボランティアを受け入れており、パソコンのボランティアについても実施に向けて調整中である。また、九州看護福祉大学の学生が子どもたちとのデイキャンプにボランティアとして参加する等の取り組みもあっている。</p> <p>しかし、ボランティア受入れに関する基本姿勢が明文化されておらず、明文化することが望まれる。</p>		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な関係機関・団体等の機能や連絡方法を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>【コメント】</p> <p>年度当初に全職員に配布される「業務の手引き」には、関係する行政や学校等のリストが掲載されている。また、BCPには、加えて医療機関や関係業者等のリストも掲載されている。</p> <p>施設長及び担当職員は、「児童虐待防止地域連絡協議会」や「山鹿市子ども子育て会議」に定期的に参加したり、小・中学校や児童相談所との連絡会にも参加して連携を図っている。会議の内容は、必要に応じ、職員会議やハウス会議で周知されている。</p>		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>関係機関との会議や、地域のイベント・会合等に積極的に参加することで、地域の福祉ニーズ等の把握を行っている。来年度より、山鹿市の子育て支援センターに社会福祉士を派遣して相談事業を実施する予定であり、さらにニーズの把握が行われることが期待される。</p>		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>地域の福祉ニーズに基づき、市の委託を受けた事業としてショートステイ・トワイライトステイを実施しており、特にトワイライトステイは実績が急増している状況である。また、来年度より、山鹿市の子育て支援センターに社会福祉士を派遣して相談事業を実施することとしている。</p> <p>法人として、山鹿市の「地域避難所」「福祉避難所」となっており、食料や日用品等の備蓄を行い、年1回は地域と一緒に防災訓練を行っている。</p> <p>今後、さらに地域に貢献する施設運営を目指していく方針であり、具体的な貢献の内容について施設内で話し合いも行われているところである。</p>		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>理念を「己の如く汝の隣を愛すべし」とし、隣人愛を根底に子どもを尊重した養育・支援を行っている。理念・指導方針はホールや各ハウスに掲示し、施設長は職員の入職時や折々の職員会議等において、理念を基本とした子どもの接し方等について繰り返し伝えている。また、「虐待防止心得」を毎日唱和したり、「人権擁護のためのチェックリスト」で職員一人ひとりが定期的に自己点検を行っており、子どもの尊重・人権擁護の意識の浸透を図っている。</p>		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの居室は完全個室化されており、設備面でのプライバシーが確保されている。子どもの居室への入室時は必ずノックする、勝手に入ることはせず、必要な場合は子どもと一緒に入ることを徹底している。しかし、子どものプライバシー保護に関しての基本的姿勢・責務や養育・支援の場におけるプライバシー保護に関する具体的な留意点等を規定した子どものプライバシー保護に関するマニュアル等は作成されておらず、作成することが望まれる。</p>		

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>【コメント】</p> <p>施設のホームページやパンフレット・年2回発行される広報紙等に、理念・1日の過ごし方・年間行事・活動の様子など、写真を多く取り入れて分かり易く説明している。ホームページ・パンフレットは適宜更新されており、新しい内容の情報を提供している。</p> <p>子どもの入所前には、施設長・担当予定ハウスのケアワーカー・家庭支援専門相談員等が児童相談所に出向いて子どもに会い、施設の状況を説明することもある。また、子ども・保護者の見学希望に対応しており、園内を案内し、パンフレット・広報誌・施設概要等を配布して園について説明している。</p>		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの入所時は、まずコミュニティホールで、施設長・家庭支援専門相談員・心理担当職員・入所予定ハウスのケアワーカー全員が出迎えて、職員紹介と園の大まかな説明を行うとともに、子どもの情報収集を行っている。温かい雰囲気づくりを心掛け、事前に聞いておいた好みに合わせたウェルカムプレゼントを渡して緊張をほぐしている。その後入居するハウスに案内し、ケアワーカーが日課や基本的なルール・留意すること等について、資料を用いて年齢に合わせて分かり易く説明している。</p>		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設の変更や地域・家庭への移行の際は、随時児童相談所と連携して進めている。他施設への措置変更の場合は、移行先と情報共有のための会議を行ったり、必要書類を渡して養育・支援の継続性に配慮しているが、手順や引継ぎ文書は定められておらず、作成することが望まれる。地域・家庭に戻る際には、移行先の要保護児童対策地域協議会で情報提供し、学校等と連携を図り、養育・支援が継続されるよう留意している。</p> <p>施設退所後も、子どもや保護者はいつでも園に相談できることを伝えている</p>		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>定期的に嗜好調査を実施し、食事に反映されている。しかし、その他の満足度調査は実施されておらず、生活全般に亘って行うことが期待される。また、子ども会や子どもへの定期的な個別の聴取等、満足度を把握し、養育・支援の改善に結び付けるための仕組みづくりが望まれる。</p>		
(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>【コメント】</p> <p>「苦情解決規程」を整備しており、苦情解決責任者を施設長、苦情受付担当者を事務長及び統括主任、第三者委員を2名定めている。苦情解決の仕組みを説明したポスターをコミュニティホール前に掲示しており、子ども・保護者に周知している。</p> <p>各ハウスに意見箱を設置し、担当者が毎月開錠して運営委員会で内容を協議し、職員会議で報告し共有している。子どもへの回答は「意見箱返しの会」を開いて行い、苦情・意見・要望等の受付と解決を図った記録を整備している。</p> <p>「苦情解決規程」には、個人情報を除いて「事業報告書や広報紙等実績を掲載し公表する」と記載されているため、規程に沿った対応が必要と思われる。</p>		

②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>【コメント】</p> <p>生活の中で、子どもとのコミュニケーションには大切に取り組んでおり、相談や意見を述べやすい環境づくりを心掛けている。各ハウスに意見箱を設置しているとともに、相談や意見などは、いつでも話しやすい人に話しているということを伝えている。</p> <p>園長は、日頃から子どもに気さくに声を掛け、子どもから園長に「面談して」と言ってくることもある。</p> <p>園長室・心理面談室・ホールの奥のスペースを使用するなど、プライバシーを確保してゆっくり安心して相談できるスペースは複数確保されている。</p>		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】</p> <p>各ハウスの意見箱に入れられた意見等は毎月担当者によって開錠され、運営委員会で内容を協議後、職員会議で報告し、「意見箱返しの会」を開いて子どもに回答している。内容によって回答に時間がかかる場合は、申し出者が分かる場合、その旨伝えている。</p>		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>「子ども安全マニュアル」を作成しており、外出時・施設内外の事故・暴力・不審者侵入時等の予防や対策等について記載している。マニュアルは各ハウスに配置しており、職員は必要に応じ、いつでも確認することができる。ヒヤリハット・事故等の事例が収集されており、発生時の状況・経緯・原因や改善策等記載され、共有されている。</p> <p>毎月、衛生委員会を開催しており、危険個所の点検を行い、職員会議で周知して事故防止に努めている。不審者対応・救急蘇生・救急救命等の実践訓練や、警察の協力を得て、子どもの自転車乗り方教室なども行われている。</p> <p>また、不審者対応等として、防犯カメラの設置に向けて見積り中としている。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「感染症マニュアル」を作成しており、感染症の予防と感染症別の症状や発生時対応等について記載している。看護師は、職員会議や朝礼等で感染症発生状況のデータを伝えたり、手洗い・うがい・手指消毒等、予防策についての周知を図っている。</p> <p>嘔吐物処理セットを各ハウスに置いてあり、現在、看護師が処理方法について動画を作成中である。完成後は職員会議で紹介し、配信することとしている。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>「防災マニュアル」「事業継続計画」が作成されており、災害時の対応体制について定めている。毎月、火災避難訓練を実施し、地震対策訓練も行っている。また、土砂災害時には、法人内の特別養護老人ホームの通所事業所に避難することとしている。</p> <p>災害時の非常食は厨房倉庫と各ハウスに備えており、品名・数量・賞味期限等を記載した備蓄リストを作成している。医薬品・日用品等についても、品名・数量・保管場所等を記載した備蓄リストが整備されている。</p>		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
<p>【コメント】</p> <p>「児童の基本的日課」「業務内容」「通常業務の主な流れ」「ケアで困ったら」などについて記載されている「業務の手引き」を作成しており、年度当初に全職員に配布し、新人研修で説明している。</p> <p>しかし、各養育・支援の場面において職員が共有すべき基本的な部分について文書化した標準的な実施方法は作成されていない。各養育・支援の場面における業務手順・実施時の留意点・子どもへのプライバシーへの配慮等を記載した標準的な実施方法を作成し、職員に周知することが望まれる。</p>		

②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>【コメント】 現在作成されている「ボランティア受け入れ規程」や「感染症マニュアル」等の検証・見直しに関しては、時期や方法などは定めておらず、見直しの必要が生じた時に行っている。今後は、マニュアル等の見直しの時期・方法等を定め、定期的に行うことが期待される。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>【コメント】 子どもの入所時には児童相談所からの児童票を基に、しばらく生活して子どもの様子を見てハウスで自立支援計画の案を作成し、施設長・ケアワーカー・全専門職が参加するケース会議で意見を出し合っって計画を完成している。計画には、子ども本人・家庭・地域の項目ごとに支援上の課題・目標・支援内容・方法等とともに、月ごとの計画を明示している。 しかし、現時点では子どもの意見の反映や子どもへの説明等がなされていない。来年度の計画については、4月に子どもに説明することとしている。また、1～2年後には、計画作成時に子どもも参画して、意見を反映した計画にする予定である。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>【コメント】 毎月、ハウスごとに施設長・ケアワーカー・全専門職が参加するケース会議が行われ、子ども全員の現状の共有とともに計画に沿った養育・支援が行われているかを振り返り、半年ごとに計画の見直しを行っている。ケース・ケア会議には関係する全職員が参加しているため、変更した計画の内容は関係職員が把握している。 計画の見直しにあたって子どもの意見の反映や子どもへの説明がなされていない。来年度以降、改善することとしている。</p>		
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>【コメント】 子どもの身体状況や生活状況等の記録は、パソコン内で統一した様式に入力しており、園長・職員ともにいつでも閲覧することができ、共有化されている。情報によっては、閲覧できる範囲を制限することも行っている。また、情報共有のため、毎月職員会議・ハウス会議が実施されている。 子どもの記録内容や書き方には職員によって差が見られるため、記録について強化に取り組んでいるところである。園長は職員会議で折に触れ、記録の重要性について話し、ケアと記録はセットであり、必要な事項を漏らさないよう優先順位を考えて記録をするよう伝えている。記録を回覧する中で、書き方の指導も行っている。</p>		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>【コメント】 「子どものプライバシー保護に関する規定」を作成しており、個人情報保護管理者を施設長と定め、個人情報の利用目的、第三者への提供の制限、開示・訂正等について記載している。子どもの記録の保管・保存・廃棄等について記載した規定は確認できず、整備することが必要と思われる。 また、記録の管理について個人情報保護の観点から、その重要性や具体的な留意事項等、定期的に研修を行なうことが期待される。</p>		

内容評価基準（24項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>【コメント】 理念は児童憲章・児童福祉法に基づき「己の如く汝の隣を愛すべし」とし、創設から大切にしている思いに沿って養育・支援を実施している。職員は定期的に人権擁護のためのチェックリストで自分の言動をチェックし、子どもの人権擁護に関する意識の振り返りを行っている。施設長は、職員会議の際、権利擁護について説明している。「子どもアドボカシー」を導入して子どもが意見を表明する機会を支援している。各ハウスに意見箱を設置し、出された意見は運営委員会で検討され、職員会議で説明後、「意見箱返しの手紙」で回答されている。</p>		
(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
<p>【コメント】 権利ノートは、入所時に児童相談所職員によって子どもに説明されている。入所後は、「他のハウスに勝手に入らない」「パーソナルスペースを守る」等、日々の暮らしの中で必要に応じて分かりやすく自他の権利について説明し理解を促している。職員は、「子どもアドボカシー」や「子どもへの暴力防止プログラム」等を受講し学んでいる。</p>		
(3) 生き立ちを振り返る取組		
①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>【コメント】 子どもから保護者や過去について知りたいという思いが聞こえてきたら、ケアワーカー・家庭支援専門相談員・心理士がチームとして必要に応じ児童相談所も交えて伝え方など慎重に検討し、丁寧に対応することとしている。入所後は、行事ごとにハウスで写真をとリアルアルバムをつくり、卒園時に渡すことにしている。 過去に養育にあたった乳児院を訪問し、乳児院における当時の子どもの写真を見せてもらったり、子どもの家庭復帰前に馴染みのある乳児院職員が施設へ来訪し、子どもと面会する機会を作るなどして、関係継続の支援や、生まれてからの記録の空白を埋める努力をしている。</p>		
(4) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 平成28年から暴力暴言ゼロ運動を実施している。また、毎朝「虐待防止心得」を唱和して不適切なかかわりの防止への意識の醸成に取り組んでいる。不適切なかかわりについて報告があった場合は、施設長に報告し、運営委員会で検討して、報告者と被害を受けたと思われる子ども、加害が疑われる職員、周りの子どもや職員などに聴き取りを行い、必要に応じて行政への報告を行うなど、その結果に応じて職員を処分することとしている。施設長は日頃から職員に、理念を意識した養育支援を行うことで不適切なかかわりが生じないように指導するとともに注意喚起を行っている。</p>		
(5) 支援の継続性とアフターケア		
①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>【コメント】 入所前から子どもの身長や靴のサイズ、好きな食べ物・色・キャラクター等の情報を得てぬいぐるみや絵本、在園児と職員の名前入りのメッセージカードを用意して温かく迎え入れる準備を行い、子どもが安心してハウスでの生活を始められるように配慮している。入所初日は、オムライス等子どもが好きそうなメニューを用意している。入所日はケアワーカーと一緒に学用品・マイ茶碗・スリッパやタオルなどの買い物に出かけている。乳児院から入所した子どもが小学生になって乳児院を訪問したり、乳児院職員と手紙や年賀状のやり取りを支援したり、これまでに築いてきた人間関係等を可能な限り持続できるよう配慮している。</p>		
②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】 生活力を高めて一人暮らしが出来るように、希望すれば高校2年生の秋ころから施設が所有するアパートでの独り暮らしを経験することが出来るように環境を整備して支援している。食事の用意、洗濯などすべてを自分でやり、困った時には周りの人に助けを求められるようになって欲しいとしている。 退所者のアフターケアは、1年を目途にフォローし、状況は職員会議で報告して職員間で共有している。</p>		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本		第三者 評価結果
①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p>【コメント】</p> <p>ケアワーカーは、子どもと一緒に楽しいことをして、良いことを褒め、そのらしさを引き出し、支え、しっかり受けとめることを大切に日々の暮らしを支援したいとしている。子どもが表出する感情や言動で気になることが生じた時は、ハウスマネジャーを中心にケアワーカーで話し合ったり、全職員が参加する朝礼で報告し、園長や心理士等、専門職からアドバイスを受けて子どもの理解に努めている。ケアワーカーは、児童票に立ち戻ったり、心理士に相談したり、ケース会議で助言を得ながら受容的・支持的な態度で子どもを受けとめている。</p>		
②	A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>大まかな生活日課は定められているが、暮らしの中の約束事は、ハウスマネジャーを中心に職員で検討し、子ども達に提案して意見を求め、決められている。園では「個別レク」として、誕生日等に子どもの希望に沿って、映画やカラオケ等、やりたいことを好きな職員と楽しめる機会を作り、子どもが信頼を寄せる職員によって基本的欲求の充足を図り、養育支援を行っている。また、就寝前には出来るだけ個別に触れ合う時間を確保し、お布団を掛けたり、話を聞くなどして信頼関係構築に努めている。</p>		
③	A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>居室の整理整頓など、子どもが当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、促している。子どもを見守りながら良いことは、しっかり褒め、励ますなどの声掛けを大切にしている。通学するには距離的に遠い農業高校への進学を目指す中学生に、もっと近い学校を選択肢があることを伝えた結果、子どもは当初の希望通りの学校を選択した。職員は4月から送迎等で全面的に支援することになっている。</p>		
④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	b
<p>【コメント】</p> <p>小学生は広々とした自然豊かな園庭で、ドッジボール・野球・サッカーをしたり、カブトムシやバッタ等の虫取り、外遊びなど、自由に遊んでいる。子どもの希望や要望は、ハウス会議や運営委員会で検討され許可がおりれば水泳教室に通ったり、野球のクラブチームに所属することもできる。ピアノや学習ボランティアの来園もある。今後は、子どもの遊びや学びに関するニーズを把握する仕組みと、園内での養育が、年齢や発達の状況や課題に応じたプログラムのもと実施されると更に良いと思われる。</p>		
⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b
<p>【コメント】</p> <p>学校から帰園後は、宿題や翌日の準備、入浴等、大まかな生活日課が決められている。中学生以上は、夕食後の食器洗いや、高校生は、自分のものは自分で洗濯して干すことになっている。週末は、玄関、お風呂、トイレなどの水回りの掃除を当番制で行い生活技術が習得できるよう養育・支援を行っている。今回の子どものアンケートに、「子どもの意見を取り入れてルールを作してほしい」との声が複数聞かれるので、ルール作りについての見直しも期待したい。</p>		
(2) 食生活		
①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>【コメント】</p> <p>食事は、本体施設のキッチンハウスで調理された料理を各ハウスから取りに行き、ハウスごとの食堂で職員と子どもがその日の出来事などおしゃべりしながら楽しい雰囲気ですべて食事をしている。年に3回、「調理の日」として、子どもと職員がメニューを決め、予算内での食材購入に出かけ調理して食べる機会を作っている。子どもたちは、手巻き寿司、ハンバーグ、すき焼きなど、食べたい物を作って食べる楽しい経験となっている。誕生日は、キッチンハウスにメニューをリクエストをすることができ、希望に沿った料理が出されている。また、菜園でとれたサツマイモでお団子を作ったり、ソーメン流しや、バレンタインデークッキング教室など、食事やおやつをつくる楽しい企画もある。</p>		

(3) 衣生活		
①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】 小中学生の衣類は職員が、高校生は子どもが自分で洗濯しており、訪問調査日の子どもたちの様子では、清潔で季節にあったものを着用している。靴も含めて被服費は年間3万円を限度として、職員と子どもと一緒に買い物に出かけ、本人が好みの服を選び、TPOに合わせた服装ができるように支援している。衣類の整理や保管、衣替え等、できない子には職員が手助けをしながら衣習慣習得の支援をしている。希望者には、卒園した子どものお下がりを提供することもある。		
(4) 住生活		
①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
【コメント】 施設は定員6名のハウスが7か所あり、それぞれのハウスは、オープンキッチンのあるリビングに大きなソファと大型テレビ、お雛様等季節の飾り物が置かれ、家庭的な雰囲気となっている。掲示板には生活に関わる日程や日課など分かりやすく掲示している。居室は、全室個室となっておりプライベートな空間が確保されている。整理整頓が苦手な子どもは職員と一緒に居室を掃除し、週末は、玄関・トイレ・お風呂など水回りを一緒に掃除して整理整頓、掃除等の習慣が身につくように支援している。		
(5) 健康と安全		
①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
【コメント】 毎朝の検温と年2回の健康診断で健康管理を行っている。のどの痛みや鼻水等子どもの様子に変化が見られる時は、看護師に相談してアドバイスを受け、必要に応じて受診している。精神科を受診している子どもの場合、看護師がハウス職員と一緒に配薬の準備を行い、誤薬が起きないように注意している。受診同行は、看護師とハウス職員が連携して行っている。 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け知識を深める取組があると更に良いと思われる。		
(6) 性に関する教育		
①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
【コメント】 毎年1回、外部講師を招き、子どもを対象として性別・学年別で性教育が実施されている。また、職員を対象とした性教育も実施され、職員が性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に応えられるように勉強の機会を確保している。		
(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
【コメント】 ケアワーカーは、入所時に児童相談所から得られる行動上の問題を生じやすい子どもの特性について、あらかじめ職員間で情報を共有し、問題が生じた際は、男性職員が応援に駆けつけられるような支援体制で対応することになっている。問題行動が生じた場合は、心理面接などで問題の要因を分析しケアワーカーにアドバイスしたり、必要に応じて医療機関や児童相談所と連携して対応している。ケアワーカーが外部の講師の事例検討会で学んだりスーパービジョンを受ける機会も確保されている。 今後は、暴力を受けた職員への対応等について、支援体制の強化を期待したい。		
②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
【コメント】 子どもが園庭などで遊ぶ場合は、必ず職員が積極的に関与し、子ども同士の関係性の把握に努め、いじめなどの不適切な関係に対しては適時介入するようにしている。また、泣き声が聞こえたらすぐに職員が駆けつけることにしている。入所間もない子どもに関しては、日々の様子を観察し、朝礼で報告し、情報共有を図っている。毎年、ハウス担当職員と子どもの年齢や関係性等について運営委員会で検討し、ハウス構成メンバーの再編成を行い、子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。		

(8) 心理的ケア		
①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設内心理士により心理検査や発達検査が実施され、生活の中での子どもの特性や困りごとへの対応方法などについてケアワーカーへアドバイスが行われている。また、職員会議の時、「心の健康教育」として、トラウマを抱えている子どもの特徴や、気をつけて観察してほしいこと等について資料を配布して情報提供を行い心理的な支援を行っている。更に、ハウス会議の際、心理士による子どもの見立てと対応方法などをケアワーカーに伝えている。自立支援計画は、担当ケアワーカーによって作成され、心理士は意見やアドバイスを行う立場となっている。自立支援計画に基づいた心理支援プログラムの策定には至っていないように伺えた。</p>		
(9) 学習・進学支援、進路支援等		
①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>居室は全て個室であり学習机や本棚が置かれ、静かに落ち着いて勉強できる環境が整備されている。小学生は、毎日学校から帰園後、宿題と翌日の準備をしたあと、自由に遊んで過ごせる日課となっている。中学生以上は、希望や必要に応じて家庭教師や学習塾を利用するなど、個別的な支援も行われている。学校と連携し子どもの能力に応じた学習指導に取り組んでいる。障害のある子どものために特別支援学級等とも連携し、通学を支援している。</p>		
②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
<p>【コメント】</p> <p>県内児童養護施設と熊本市青年会議所が連携して小学生向けに職業体験のイベントが開催され、事務・塗装・ネイル等、様々な職業について知る・学ぶ機会となっており、園の子どもたちも参加している。毎年6月には、中学3年生以上は、「園長との進路面談」を行い、将来のことについて考える機会としている。また、退園前から子どもたちの巣立ちを支援する民間団体の支援サービスも活用している。自立支援担当職員は、卒園し、一旦就職したあとも、障害のため引きこもりがちで不安定な生活となっている子どもには、掃除・洗濯・お金の管理等支援しながら、障がい者手帳の取得、更に、就職のための支援を継続している。</p>		
③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <p>園では子どもがアルバイトを通して社会のルールを学び責任ある行動を行うようにアルバイトの経験を勧めている。子どもが職員と一緒にネット上でアルバイト先を検索し、面接を受けて働く経験ができるように支援している。アルバイトで得た収入は、スマートフォンの代金を支払ったり、将来に向けて貯蓄することを促し、金銭管理が学べるよう自立に向けて支援している。今年度から職業指導員が配置され、実習先や体験先の開拓が更に充実されると期待できる。</p>		
(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>【コメント】</p> <p>家庭支援専門相談員は、児童相談所との連携窓口として、子どもの支援の中心的役割を担い、ケアワーカーや専門職員と協力し、施設全体で家族関係調整や相談に取り組んでいる。子どもの思い、親の要望など丁寧に聞き取り、子どもの意思を十分に確認しながら、児童相談所と連携し、面会、外出、一時帰宅など、細心の注意を払いながら関係づくりに取り組んでいる。外出や一時帰宅から帰園した子どもの様子は注意深く見守り次のステップに繋がるよう支援している。子どもの意向に沿って、家族に学校行事等への参加を促し協力を得ている。</p>		
(11) 親子関係の再構築支援		
①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>児童相談所と連携のもと家庭支援専門相談員による見立てに沿った親子関係再構築の方針をハウス会議等を通して施設全体で共有し取り組んでいる。親の意向を把握し、子どもの思いに寄り添いながら、希望に添えるように園での面会、短い外出、日帰り帰宅、一時帰宅などを経ながら、親子関係再構築に向けた支援を行っている。園では家庭復帰後1年間はアフターフォローで見守っている。</p>		